

コロナに負けず  
営業再開!!



2020

06

No.379



The Shobara Chamber of  
Commerce & Industry

[YA:KU]

● URL <http://www.shobara.or.jp/> ● e-mail [scci@shobara.or.jp](mailto:scci@shobara.or.jp)

## 庄原商工会議所報

● 発行所 / 庄原市東本町1-2-22 庄原商工会議所  
TEL0824-72-2121 FAX0824-72-6608

● 発行日 / 令和2年6月22日 ● 印刷 / 平和印刷株式会社



# 社会保険労務士 による 無料相談会を 開催しました



5月28日から6月25日まで計4回にわたり社会保険労務士の山下千春氏にお越しいただき無料相談会を開催しました。

新型コロナウイルス感染症の影響で事業縮小を余儀なくされた事業主が従業員の雇用の維持を図った場合に休業手当等の一部を助成する「雇用調整助成金」「緊急雇用安定助成金」について、制度の基本的な説明から申請書類の書き方、添付書類

について丁寧に説明していただきました。実際に相談に来られた方からは「とても難しい制度と聞いていたが丁寧な説明のおかげで制度について理解を深めることができた。申請のハードルがグッと下がった。」とお話していただきました。

今後も、このような相談会を開催する予定ですので、是非ご利用ください。

## なんでも経営相談窓口を開設しています



行政書士  
宮崎 孝記  
(みやざき法務事務所)

今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている事業所様を対象に、「なんでも経営相談窓口」を開設しています。

雇用調整助成金、持続化給付金、広島県感染防止協力支援金や各種融資まで、専任の行政書士がどんな相談もお受けしております。

お問い合わせが多い為、前日までに電話にて予約いただくとスムーズに対応ができます。相談日以外にも当所の経営指導員が対応致します。

**相談日** 毎週火曜日・金曜日

(注:相談日は、諸事情で変更になる場合がございます)

**時間** 午前8時30分から午後5時

事前に来所時間の予約も可能です

**場所** 庄原商工会議所 相談会場(2F会議室)

【お問い合わせ】 庄原商工会議所 相談課 ☎0824-72-2121

広島弁護士会所属(弁護士登録番号47310)

### 三浦益隆法律事務所

弁護士 三浦 益隆

**業務内容**

- 離婚・相続などのご家庭の問題
- 債権回収・契約書チェックなどの企業様の法務
- 交通事故・近隣トラブルなどの事故対応
- その他法律業務全般・訴訟代理

〒727-0012  
広島県庄原市中本町一丁目3-1 渡辺ビル2階  
庄原警察署隣 比婆医院棟2階

☎0824-74-6310

<https://www.miuramitsutaka-law-office.com/>



まごころと信頼の提供

庄原市総合サービス株式会社

〒727-0012  
庄原市中本町二丁目13-24  
TEL.0824-75-0600  
FAX.0824-75-0611



<http://sogo-service.sakura.ne.jp>



# 事業主の皆さまへ(庄原市の対策制度)

## 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金

感染拡大の予防対応等のため、事業者が自発的かつ新規に取り組む設備導入や事業継続の経費について、1事業所当たり30万円(補助率3/4)を上限に補助します。

### 【対象者】

市内に主たる事業所(店舗)を置く中小企業及び個人事業主または、市内支援団体等

ただし、医療・福祉、公務、および、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を行うものは対象外。

### 【事業費補助】

補助対象経費の4分の3以内(限度額30万円・補助回数1回限り・千円未満の端数は切り捨て)

### 【補助対象期間】

令和2年3月1日(日)～令和2年9月30日(水)

### 【申請期間】

令和2年5月22日(金)～令和2年12月25日(金)(消印有効)  
※原則郵送での申請とします。

### ■事業対象経費について

- ・感染拡大防止に係る施設等の消毒や清掃衛生対策のために必要な経費
- ・感染拡大防止に係る施設等の改修及び設備に必要な経費
- ・感染拡大を予防し事業を継続するために必要な経費

### 【補助対象外】

車両など汎用性の高い資産の購入費、人件費、家賃等の固定経費、損失補填、借入に伴う支払利息、公租公課(消費税など)、不動産購入費、振込手数料、飲食接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、雇用削減を伴う事業に係る経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用

## 中小企業者等事業継続応援給付金

売上が前年同月比で30%以上50%未満の減少となっている事業者に対し、応援給付金として1事業所当たり10万円を給付します。

【対象者】 市内の中小企業者等で次のもの

### ①法人

資本金10億円以上の大企業を除く法人で市内に本店又は主たる事業所を有する者(NPO法人、医療法人、農業法人、社会福祉法人など事業所得の申告がある法人でかつ公益的団体でない事業者)

### ②個人(市内に住所を有し、市内に主たる事業所を置く個人事業主)

営利を目的として専業で事業を行う者が対象です。

(庄原市内在住でも庄原市外で事業を営む方は対象外です。)

※中小企業基本法第2条に定める規模の「中小企業者」に加えて、中堅企業も対象

※新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている事業者が対象です

【以下に該当となる事業者は対象外】

- (1) 政治団体
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

- (4) 風営法第2条に規定する風俗営業を営む者
- (5) 庄原市新型コロナウイルス感染症感染防止対策支援金※を受給している事業者  
※病院、診療所、歯科診療所等に対する支援金です。
- (6) 国の持続化給付金を申請し、又は支給を受ける事業者
- (7) 前年の確定申告における事業収入が120万円未満の事業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、交付が適当でないとして市長が認める者

### 【対象要件】

以下の要件のすべてを満たす事業者が対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から6月までの間で、いずれかひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満になっていること
- ②令和2年4月30日以前に開業した法人(公共的法人を除く。)又は個人事業者で、前年の確定申告において事業収入を得ていること
- ③今後も事業を継続する意思があること
- ④市税の滞納がないこと

※本制度による給付金を受けたのち、国の持続化給付金の対象となり給付を受ける場合は、本制度による給付金の返還が生じます。

※前年同月の比較ができない創業者や売上が一定期間に偏在している方などはご相談ください。

【お問い合わせ】 庄原市役所 商工観光課 ☎0824-73-1178

Passion creates the future  
情熱は未来を創る



<http://www.nswest.co.jp>

NSWEST 株式会社

庄原市新庄町366-2  
TEL 0824-72-2033  
FAX 0824-75-0020



SUBARU  
スバルショップ庄原・庄原七塚

有限会社 共栄自動車商会

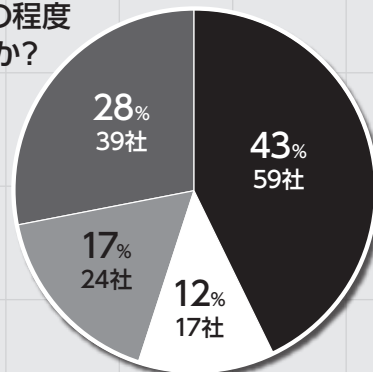
庄原 / 庄原市東本町1-10-11 tel.72-2137  
庄原七塚 / 庄原市七塚町805-4 tel.74-0641

# 新型コロナウイルス感染症

商工会議所報4月号の同封書類として庄原市内会員事業を対象に実施。  
全業種計**139**社に回答いただきました。  
集計結果は次の通りです。

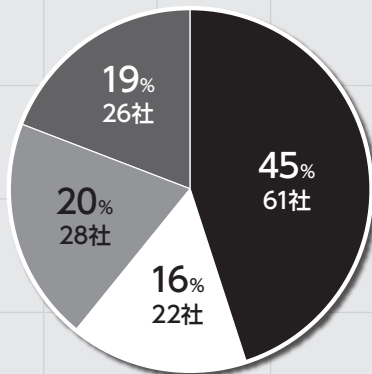
## 4月の売上高はどの程度影響を受けましたか？

- 50%以上減
- 20~30%以上減
- 5~20%以上減
- 売上に影響なし



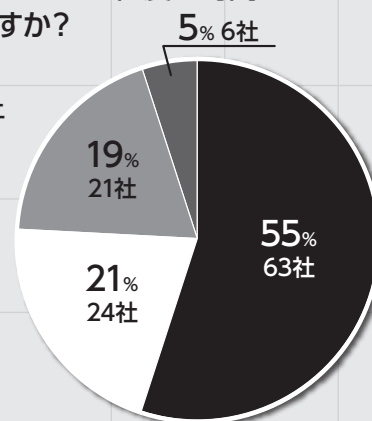
## 当月(4月)を含む3か月の売上高はどの程度影響を受けると見込んでいますか？

- 50%以上減
- 20~30%以上減
- 5~20%以上減
- 売上に影響なし



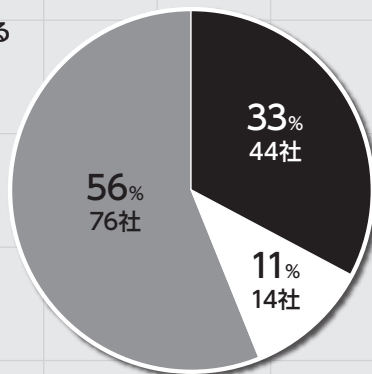
## 売上高の回復までにどの程度の時間がかかると考えますか？

- 想定できない
- 6か月~1年以上
- 3~6か月以上
- 1~3か月以上



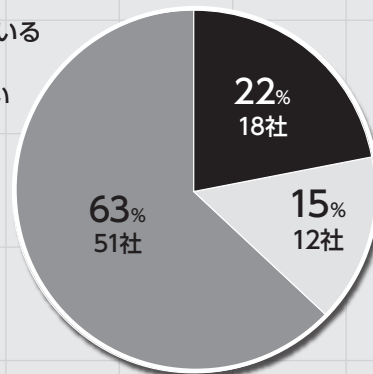
## 事業所・店舗の閉鎖・休業等の対応を行っていますか？

- 閉鎖・休業している
- 検討している
- 今は考えていない



## 事業所・店舗の閉鎖・休業をしている場合、従業員の雇用調整を行われていますか？

- 閉鎖・休業している
- 検討している
- 今は考えていない



おうちのお困りごと **まるごと** 解決!

不用品・空き家ゴミの片付け

ハウスクリーニング

害虫駆除  
(ハチ・シロアリ等)

株式会社 **チュークイ** 本社 〒727-0012 庄原市中本町一丁目3-31

まずお電話ください!! 無料で見積りいたします。

☎ (0824) 72-0655

建築設計事務所 とび・土工事業 公共下水道登録  
建築工事業 管工事業 集落排水登録  
土木工事業 水道施設工事業 庄原市指定給水登録



有限会社 **藤本工務店**

〒727-0021 広島県庄原市三日市町299-3

TEL(0824) 72-3146(代)

FAX(0824) 72-2454

# の影響に係る調査結果

第2弾

## ■ 今後も売上減少が見込まれる場合に想定される主な理由

- 移動自粛要請による来客数の減少 36件
- 休業要請による営業の自粛・休業・閉館 17件
- イベント・行事の中止による売上減少 10件
- 取引先の生産調整・休業などの為、仕事量が減少している 8件
- 収入減少による購買意欲の低下 7件
- 終息の時期がわからず、顧客・事業所ともに精神的なダメージが大きい 7件
- 新築工事の取り止め、現場の閉鎖、新規工事の着工延期 7件
- 予約のキャンセルと新たな予約の大幅な減少 6件
- 営業活動ができない 4件
- 施設利用者の減少 4件
- 原材料の納入遅れ・外国輸入原料が入ってこない 3件
- 来客数制限・感染症対策によるコストの増大、支出増大 3件
- 取引先の需要の減少による売上減 2件
- 多数の人間が携わる職業で、コロナが終息しないかぎり仕事にならない為、収入が期待できない 2件
- 市内感染者が出た場合の売上減少は大きい 1件
- コロナ以前に消費税が10%上がった時点から売上が減少し始め、そして今度のコロナでますます悪化している 1件
- 三次に近いからと、仕事を断られる 1件
- これまでの習慣がこの度の感染症の影響で一変し、この現象が従来の形にもどる事は考えにくい 1件

業種別でみると、飲食業を含むサービス業の80%が売上減少しているとの回答でした。広島県の休業要請の該当事業所が多くを占めており、来客者数の減少が大きな原因となっています。現時点で売りに上げに大きな影響が少ない業種は建設業ですが、コロナ禍が続くとなると、公共事業の停止や工事現場の閉鎖の可能性が大きくなるため、売上減少する恐れがあると答えた事業所が多いです。

また、元請け、下請けの休業や資材業者の納入遅れによってやむを得ず休業するといった企業も多く、間接的に被害を受ける企業が多く見受けられます。



今後も調査を継続する予定です。

 **民間車検場** 株式会社 **みづほ**

広島県庄原市新庄町王子88-59 TEL 0824-72-1163(代)

**マイカーランド みづほ**

広島県庄原市新庄町382-1 TEL 0824-72-4521(代)

ひろしま牛  
**黒毛和牛**

(有)中元精肉店

庄原市西本町一丁目17-4  
電話 72-0029 FAX 72-8829

## びほく応援 プロジェクト 実行委員会

5月13日(水)から6月12日(金)までの1か月間、市役所への弁当配達事業を行いました。





食品衛生許可第3類を取得している飲食店様を対象に7店舗の参加で開催しました。

参加店舗は

- 味久良 様
  - ひろしま県民の森 様
  - Homespring 様
  - 生活や 様
  - キッチン北川 様
  - Bambe 様
  - 七輪焼きぼちぼち 様
- (順不同)

市役所本庁職員からの注文の取りまとめ、発注は庄原市役所商工観光課様にご協力いただきました。

# 新 入 職 員

## 紹 介



ゆか  
小川 有香さん

4月より庄原商工会議所に着任いたしました。木曜会、さくらフェスティバル等の会計を担当させていただきます。

庄原で頑張っておられる方々の力になりたい! 庄原を盛り上げていきたい! という思いを持って仕事に取り組んでおります。

来所の際には、お気軽にお声掛けいただければ幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

# まるごと 融 資

### 日本政策金融公庫 国民生活事業

◎マルケイ融資(小規模事業者経営改善資金)2,000万円  
1,500万円を超える融資の場合は事業計画書の提出が必要です。  
(運転資金:7年以内・設備資金:10年以内)  
金 利 1.21%(6/1現在)

### 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者さまへ

通常のマル経限度額に加え、別枠1,000万円が設けられました。  
当初3年間の融資利率は  
マル経利率1.21% - 0.9% = 0.31% となります。(別枠の1,000万円以内に限りです。)  
加えて、制度拡充され、低減利率適用期間中は利子補給制度(実質無利子化)の対象になります。  
適用には条件がございますので、ご利用の際はお問い合わせください。

詳しくは、庄原商工会議所までお問い合わせ下さい。 **TEL72-2121**



## LINE@ はじめました。



うれしい情報をお届けします! ぜひ友達登録してね!  
友達になるとライン会員となり特典があります。各給油所でご提示下さい。

**西田産業** 株式会社  
西田産業(株) 庄原SS内 西田産業(株) 上原SS内  
TEL0824-72-0215 TEL0824-72-2345  
〒727-0011 庄原市東本町1-23-21 〒727-0022 庄原市上原町267-7



### 21世紀の畳

新畳・スタイロ畳・表替裏返・畳材料・畳床  
内装仕上工事業県知事許可番号  
許可(般-1)第39475  
品質管理認定工場

## 金島製畳本店

本 店 広島県庄原市西本町一丁目17-5

**TEL・FAX (0824) 72-0602**





安心 安全 国がつくった

# 小規模企業共済

## こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

### 制度の特長

#### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

#### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

#### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

#### 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

 **中小機構**

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

小規模企業共済

検索

[www.smrj.go.jp/skyosai](http://www.smrj.go.jp/skyosai)

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

## かんぽの郷 庄原

〒727-0004  
広島県庄原市新庄町281-1

TEL:0824-73-1800  
FAX:0824-73-0100

<http://www.kanponoyado.japanpost.jp>

かんぽの宿 検索



司法書士 飯田 一生  
(広島司法書士会所属)

広島北部司法事務所

新住所 〒727-0012 広島県庄原市中本町一丁目8番16号 TEL0824-72-2315 (要予約)

相続空き家問題 成年後見等でお母の方  
あなたの世代で解決せんか?

#### 業務のご案内

- 不動産の名義変更
- 成年後見
- 相続登記・遺言
- 会社の登記
- 借金の整理
- 簡易裁判所訴訟代理等

● 詳しくはホームページに記載しています。

庄原 司法書士

検索

(訴訟代理権認定第524014号)(司法書士登録番号828号)

平成29年4月1日より庄原市役所に事務所移転しました。